

育成就労制度について

2025年4月8日

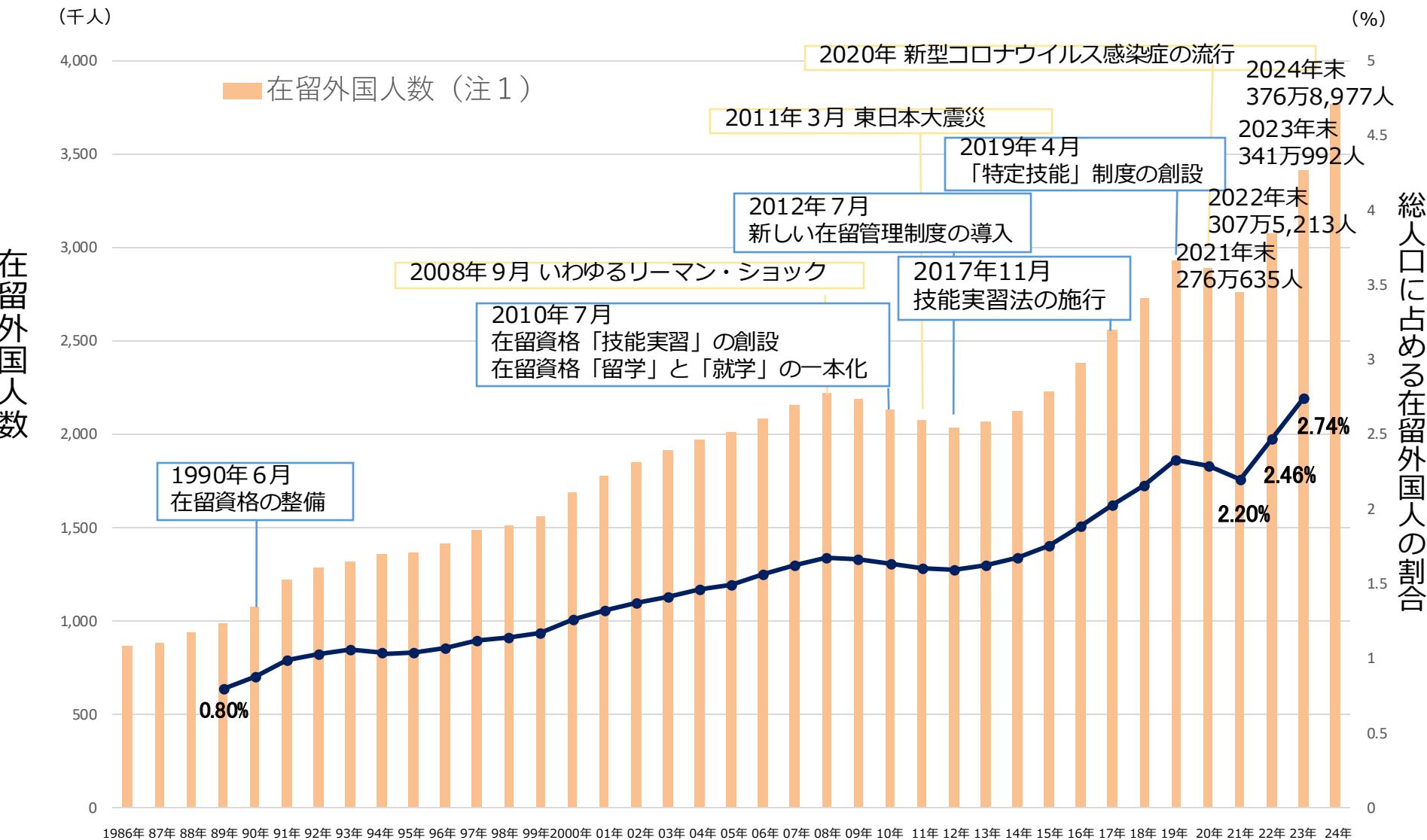


出入国在留管理庁マスコットキャラクター
「イミグー」

出入国在留管理庁
政策課補佐官

前多 環

在留外国人数の増加



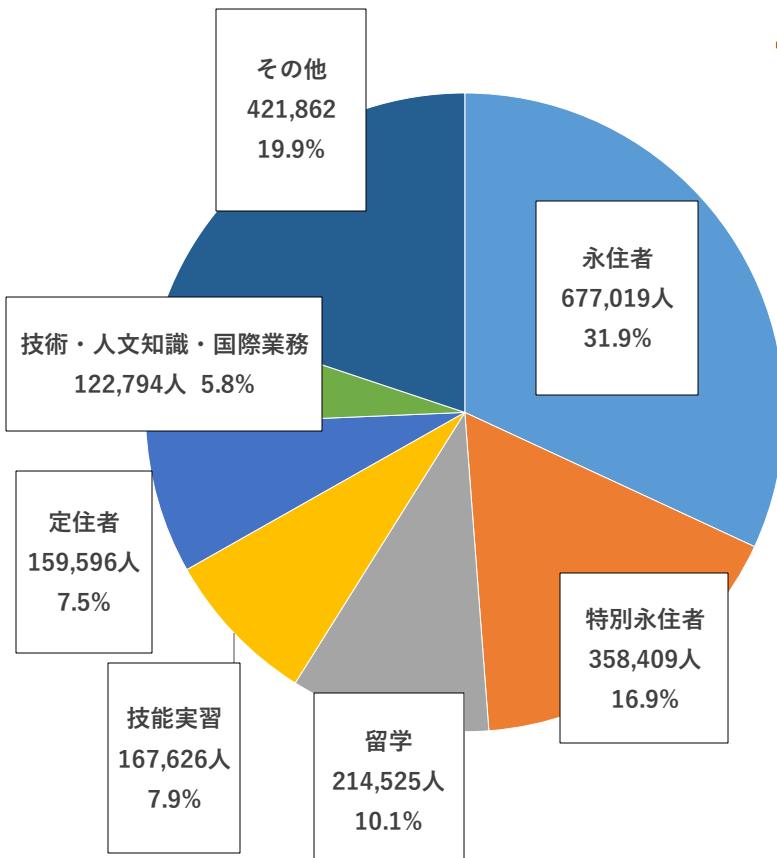
(注1) 2011年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、2012年以降は出入国在留管理局「在留外国人統計」（各年12月末現在）

(注2) 総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

在留外国人の構成比（在留資格別）の変化

2014年末

総数 212万1,831人

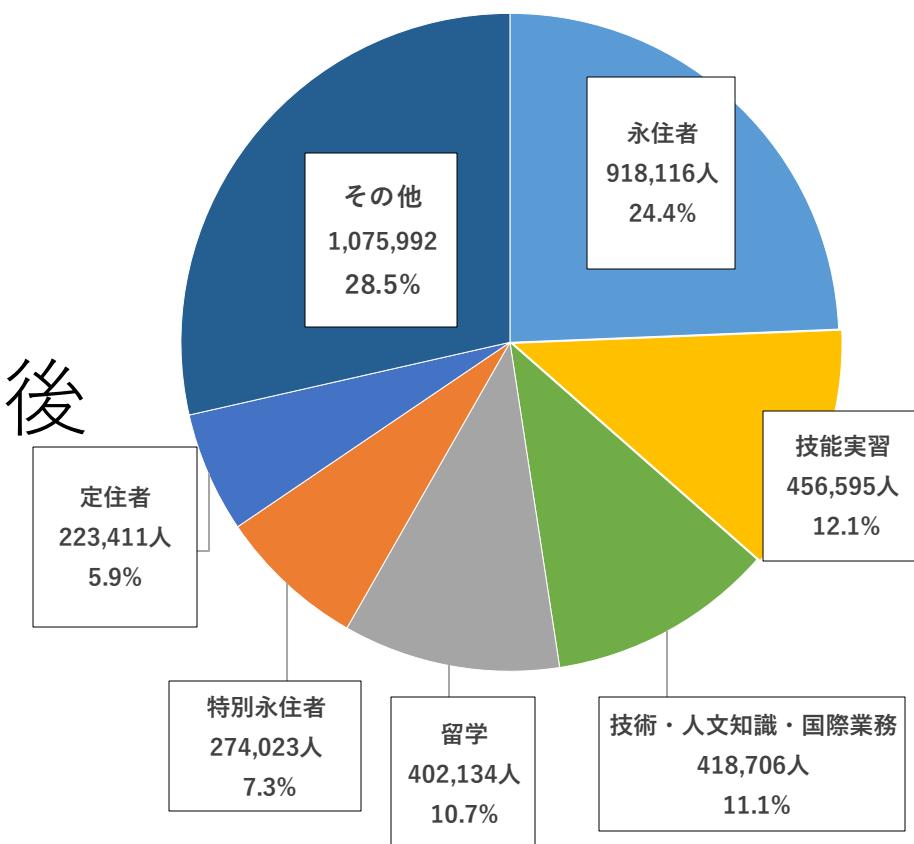


2024年末

総数 376万8,977人

約1.8倍

10年後



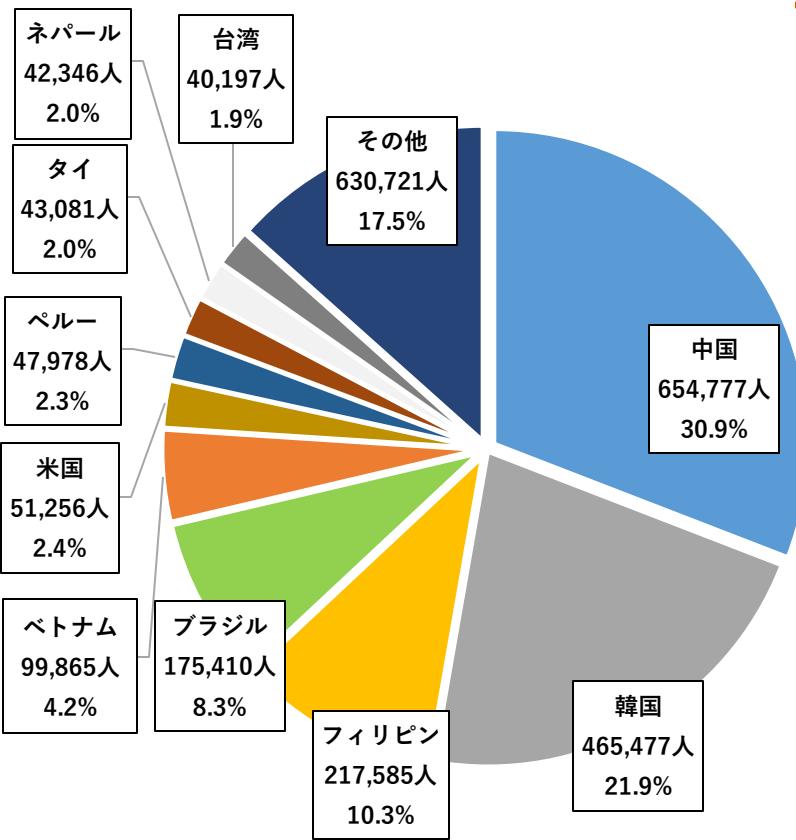
※公表値

※2014年末の「技術・人文知識・国際業務」の数値は、「技術」と「人文知識・国際業務」の合計。

在留外国人の構成比（国籍・地域別）の変化

2014年末

総数 212万1,831人

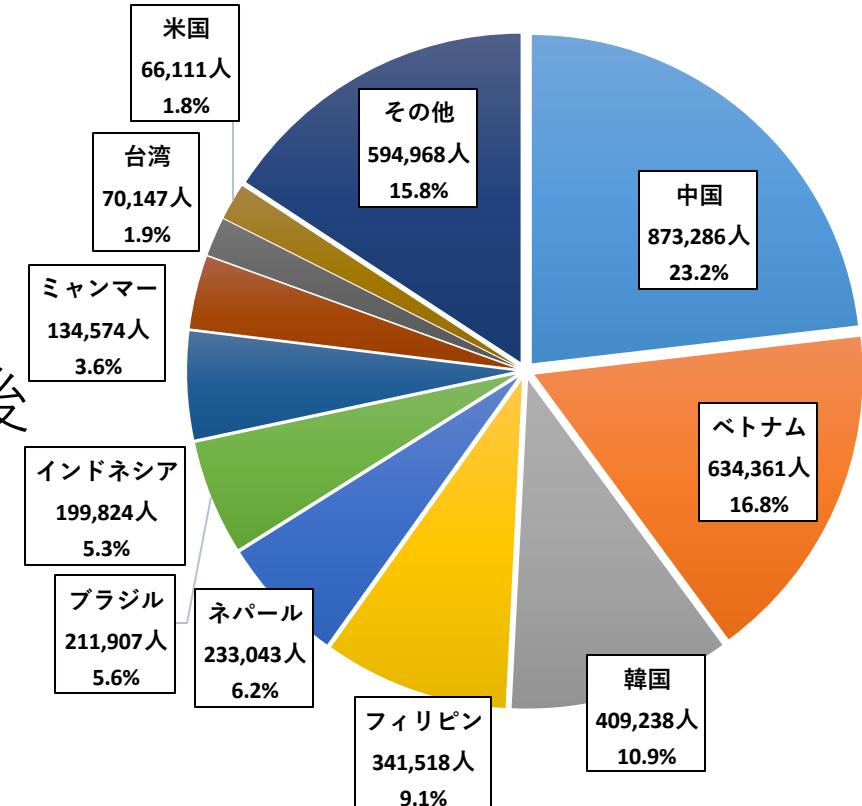


2024年末

総数 376万8,977人

約1.8倍

10年後



※公表値

技能実習制度・特定技能制度

技能実習制度

- 開発途上国等の外国人を受け入れ、OJTを通じて技能を移転する国際貢献を目的とした制度
- 技能実習 1号（1年間）、2号（2年間）、3号（2年間）
- 技能実習 2号移行対象職種：9 1 職種 1 6 8 作業

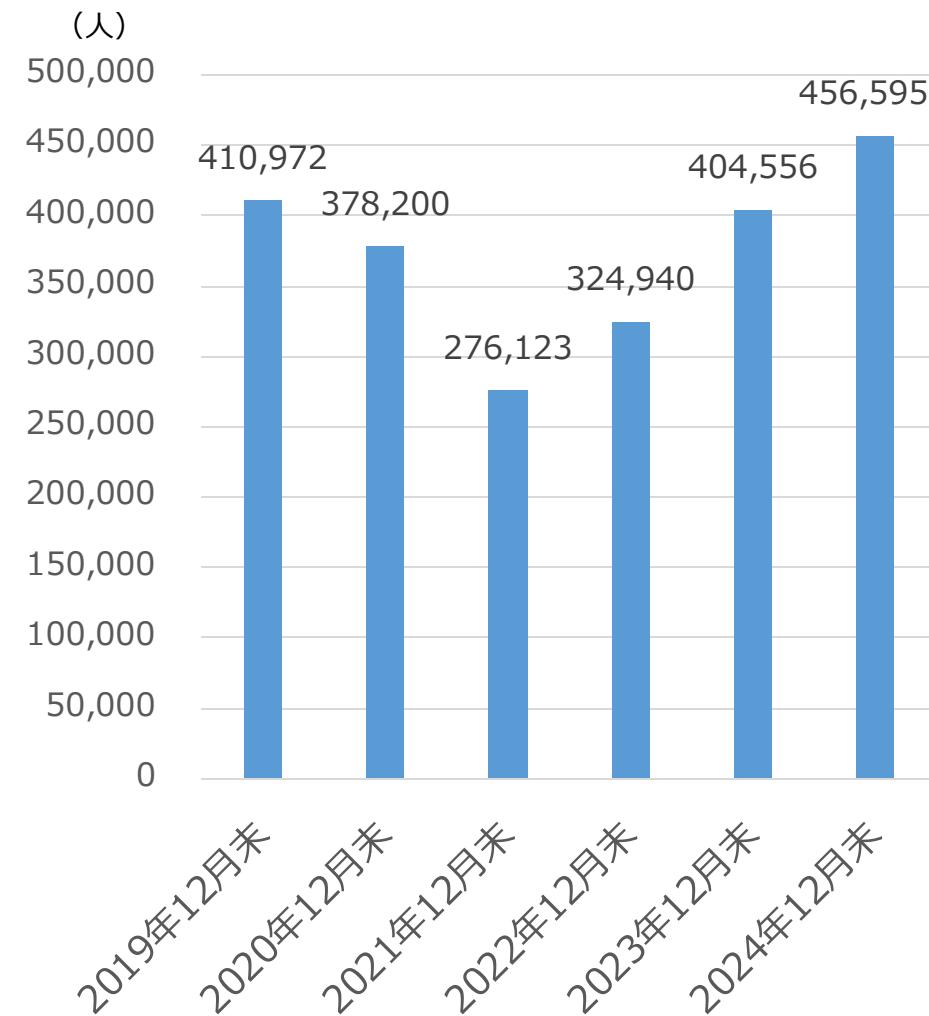
特定技能制度

- 人手不足対応のため、生産性向上・国内人材確保の取組を行ってもなお人材確保が困難な「特定産業分野」に限り、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れる制度
- 特定技能 1号（通算上限5年）、特定技能 2号（上限なし）
- 特定産業分野：1 6 分野

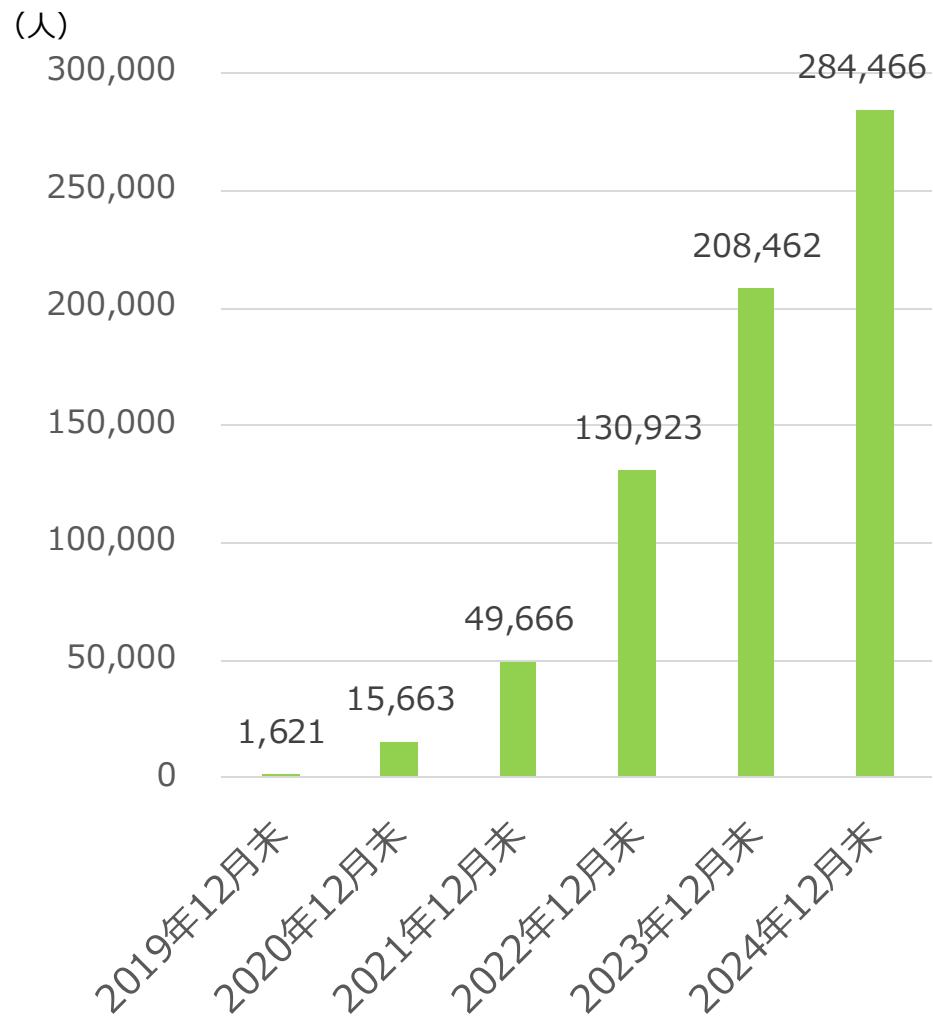
介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業（黒字は特定技能 1号のみ）

技能実習生・特定技能外国人 在留者数の推移

技能実習生



特定技能外国人



制度見直しの背景①

外国人材の重要性・国際的な人材獲得競争

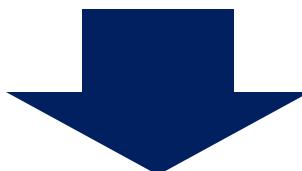
- ✓ 2040年までに1200万人の生産年齢人口が減少
- ✓ 技能実習生・特定技能外国人が経済社会の重要な担い手となっている実態
- ✓ 近隣諸国・地域でも外国人労働者の受入れが拡大し、人材獲得競争が激化



外国人材の獲得、確保がより一層重要に

技能実習制度が抱える主な問題点

- ✓ 制度目的と実態のかい離の指摘
- ✓ 対象となる職種・分野の特定技能との不連続
- ✓ キャリアパスが不明確
- ✓ 労働者としての権利保障が不十分
- ✓ 不適正な送出し、受入れ、監理事例の存在
- ✓ 失踪問題、ブローカーの介入の問題



新たな制度を構築し、外国人労働者から「選ばれる国」に

育成労制度の概要①

育成労制度の創設

- 2024年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布
- 技能実習制度を抜本的に見直し、**育成労制度を創設**
(2027年4月から6月までに施行)

育成労制度の目的

- 育成労産業分野（育成労制度の受入れ分野）において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する

育成就労制度の概要②

基本方針

- 育成就労制度に係る基本の方針を策定（有識者の意見を聴取）
- 「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」設置（2024年12月17日）
- 2025年3月11日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」及び閣議において、基本方針を決定（特定技能制度の基本方針と一本化）

分野別運用方針

- 育成就労産業分野ごとに策定（有識者の意見を聴取）
- 受入れ見込数（受入れ上限として運用）、業務等に関する事項
- 2025年12月を目途に作成

育成就労制度の概要③

育成就労計画の認定制度

- 育成就労外国人ごとに「育成就労計画」を作成
- 育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等を記載
- 「外国人育成就労機構（※）」が認定 ※外国人技能実習機構を改組

監理支援機関の許可制度

- 育成就労が適正に実施されているか監理、育成就労外国人を支援
- 許可基準は厳格化（例：外部監査人の設置等）
- 技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うこと不可（法務大臣・厚生労働大臣が許可）

育成就労制度の概要④

適正な送出し

- 送出国と二国間取決め（MOC）を作成
- 送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保

受入環境整備の取組等

- 本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る
- 地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進

送出しの適正化に向けた方策

現行制度における送出しにおける課題

- 送出機関が外国人から高額な費用を徴収する例
- 技能実習生が渡航前に多額の借金を背負わされる例
- 送出機関が監理団体等にキックバックなど不適切な金銭の供与を行う例

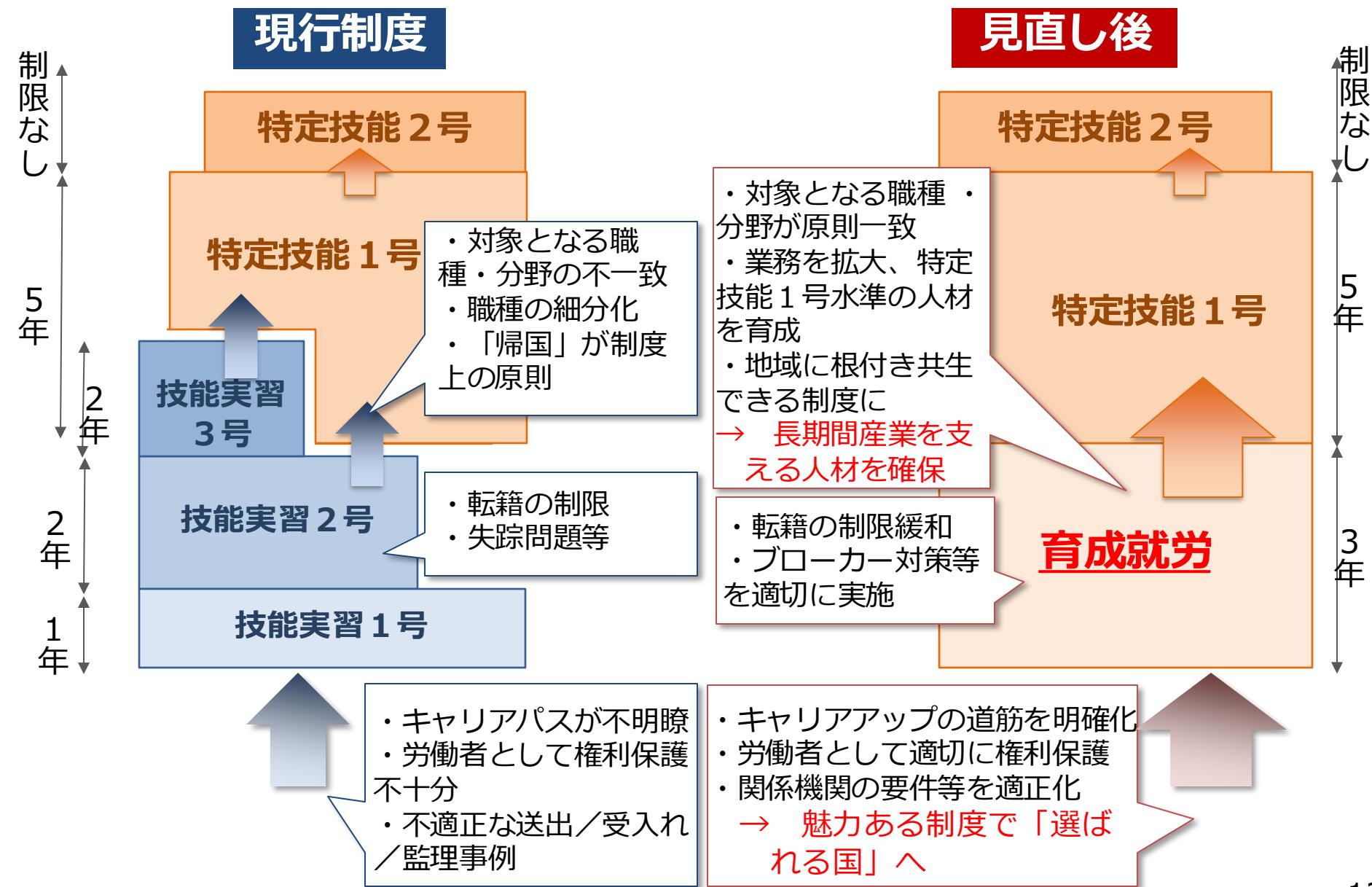


育成就労制度における検討の方向性

- 外国人が送出機関に支払う費用に上限を設定し、外国人が高額な借金を背負うことを防止
- 送出機関が徴収する費用を透明化（費用の情報公開）
- 送出機関が監理支援機関等へキックバック、供応等により不正に金銭の供与等を行わないことを要件化
- 新たにMOCを作成し、原則MOCを作成した国からのみ受入れ、悪質な送出機関を排除

參考資料

制度見直しのイメージ図



育成就労制度及び特定技能制度のイメージ

技能レベル

高

- (就労開始までに)
- **日本語能力A 1相当以上の試験**
(日本語能力試験(JLPT)のN5等) **合格**
 - or
 - それに相当する **日本語講習の受講**

- **技能検定基礎級等**
+
○ **日本語試験** (A1相当以上の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定)
⇒これらの試験への合格が **本人意向の転籍の条件**

- **技能検定試験3級や特定技能1号評価試験**
+
○ **日本語能力A 2相当以上の試験**(JLPTのN4等)

※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能1号で入国することも可。

- **特定技能2号評価試験**
+
○ **日本語能力B 1相当以上の試験**(JLPTのN3等)

育成就労 (3年間) (注1)

受入れの範囲：育成就労産業分野
(注2)

特定技能1号 (5年間)

特定技能2号 (制限なし)

(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

ご静聴ありがとうございました。



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency